

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第24条 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 667 774 864"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>管 轄 区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>盛岡教育事務所</td><td>[略]</td><td>盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	盛岡教育事務所	[略]	盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡	[略]			<p>(名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第24条 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 667 1460 864"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>管 轄 区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td>盛岡教育事務所</td><td>[略]</td><td>盛岡市、八幡平市、<u>滝沢市</u>、岩手郡、紫波郡</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	盛岡教育事務所	[略]	盛岡市、八幡平市、 <u>滝沢市</u> 、岩手郡、紫波郡	[略]		
名 称	位 置	管 轄 区 域																	
盛岡教育事務所	[略]	盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡																	
[略]																			
名 称	位 置	管 轄 区 域																	
盛岡教育事務所	[略]	盛岡市、八幡平市、 <u>滝沢市</u> 、岩手郡、紫波郡																	
[略]																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。